# 乙訓消防組合における露店開設時の指導要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、乙訓消防組合火災予防条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、露店開設時の火災予防に関する指導について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

⑴　露店等　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて、露店、屋台その他これらに類するものを開設し、対象火気器具等を使用し、物品等を展示、販売又は提供するものをいう。

⑵　可搬式発電機　対象火気器具等のうち、容易に移動できる構造の発電機で、液体燃料又は気体燃料を使用するものをいう。

⑶　主催者　祭礼、縁日、花火大会、展示会等の催しを主催する者をいう。

⑷　露店等の関係者　露店等の開設者及び従事者をいう。

（届出等）

第３条　所轄消防署長（以下「署長」という。）は、露店等が開設される場合は、次に掲げる事項について、図面等により確認し、必要であれば、主催者に対し、条例第７１条第１項第４号又は第７号に規定する露店開設届出書（以下「開設届」という。）を提出するよう指導するものとする。

⑴　対象火気器具等を使用する露店等の数及び位置

⑵　対象火気器具等の種類、数量

⑶　対象火気器具等の燃料の種類、保有量及び保管方法

⑷　電気の使用の有無

⑸　自主防火管理体制

２　署長は、この条例に基づく開設届については、露店等が定期的に開設される場合であっても、主催者に対し、開設する都度届け出るように指導するものとする。

３　署長は、開設届に関して、別に定める遵守事項及び自主点検表（以下「自主点検表等」という。）を使用して乙訓消防組合火災予防規則第２１条第２項の規定に基づき処理し、届出書の返付の際に、自主点検表等を添付するものとする。

（開設場所）

第４条　署長は、主催者及び露店等の関係者に対し、次に掲げる場所には、露店等を開設しないよう指導するものとする。

⑴　消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から５ｍ以内

⑵　消防自動車等の進入路等の付近

⑶　防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所

（事前指導）

第５条　署長は開設届を受理したときは、次条から第１８条までに規定する火災予防上の指導を行うとともに、主催者に対し、自主点検表等を使用して露店等の安全を確保するよう指導するものとする。

２　署長は、主催者及び露店等の関係者を対象に、必要に応じて火災予防のための講習を実施するものとする。

（自主防火管理体制）

第６条　署長は、主催者に対し、露店等の開設時における自主防火管理体制の確保のために、次に掲げる事項について指導するものとする。

⑴　露店等の関係者に対し、消火器の取扱方法等を徹底すること。

⑵　露店等における対象火気器具等の取扱状況及び危険物の保管並びに危険物の取扱状況が適正であることを確認すること。

⑶　火災等が発生した場合における有効な避難経路の幅を確保すること。

⑷　火災等が発生した場合における消火、通報、避難誘導等の担当者を事前に決めておくこと。

（消火準備）

第７条　署長は、条例で定めるもののほか、次に掲げる場合にも主催者及び露店等の関係者に対し、消火器等の設置を指導するものとする。

⑴　開設された露店等において、対象火気器具等を使用しない場合

⑵　露店等に集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合

２　署長は、主催者及び露店等の関係者に対し、露店等に設置する消火器について、あらかじめ点検を行わせるとともに、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び古くなったものについては設置しないよう指導するものとする。

（対象火気器具等）

第８条　署長は、主催者及び露店等の関係者に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

⑴　対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。

⑵　対象火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板（金属製のものを除く。）の上で使用すること。

⑶　対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき

使用すること。

（液化石油ガス）

第９条　署長は、液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）を使用する主催者及び露店等の関係者に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

⑴　ＬＰガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光や火気の近くを避け、常に摂氏４０度以下に保つこと。

⑵　ボンベは、絶対に横置きにしないこと。

⑶　ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。

⑷　ボンベは、１日の営業に必要な本数のみ準備し、１本当たりの容量は５０キログラム未満とすること。

⑸　ＬＰガスを使用する器具及びゴム製のホースは、ＬＰガス専用のものを使用すること。

⑹　ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

⑺　ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。

⑻　ゴム製のホースは、２本以上接続しないこと。

⑼　１本のボンベから２以上の機器に分岐してＬＰガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。

⑽　ＬＰガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

（カセットこんろ）

第１０条　署長は、カセットこんろを使用する主催者及び露店等の関係者に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

⑴　カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。

⑵　カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおり、正しく装着すること。

⑶　カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

（まき、炭等）

第１１条　署長は、まき、炭等を使用する主催者及び露店等の関係者に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

⑴　開設中は火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
⑵　終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

（電気器具）

第１２条　署長は、電気器具を使用する主催者及び露店等の関係者に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。
⑴　たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
⑵　コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
⑶　電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

（可搬式発電機）

第１３条　署長は、電気器具を使用する主催者及び露店等の関係者に対しては、極力可搬式発電機を使用しないよう指導するものとする。ただし、やむを得ない場合はガソリン以外の燃料を使用する可搬式発電機を使用するよう指導し、かつ、次に掲げる事項について指導するものとする。
⑴　事前に燃料を十分に補充し、露店等の開設後に、補充の必要がないようにすること。
⑵　可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
⑶　安定した平らな場所で使用すること。
⑷　雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
⑸　燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
⑹　可搬式発電機の排気が、燃料の容器及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
⑺　可搬式発電機を稼働したまま移動又は燃料の補充をしないこと。
⑻　燃料の補充が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで、補充すること。
⑼　燃料を補充するときは、漏れ、あふれの無いよう注意すること。
⑽　燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
⑾　取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

（危険物容器）

第１４条　署長は、危険物を使用する主催者及び露店等の関係者に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。
⑴　危険物の保管は、指定数量の５分の１未満の必要最小限の量とすること。

⑵　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合、若しくは運搬する場合は、消防法令に適合した容器を用いることとし、破損、腐食、裂け目等がないか確認すること。

⑶　携行缶で、圧力弁等があるものは、有効に操作して圧力を抜いた後、キャップを開けること。

⑷　危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

（玩具用煙火）

第１５条　署長は、玩具用煙火を販売する主催者及び露店等の関係者に対しては、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするよう指導するものとする。

（暖房器具）

第１６条　署長は、暖房器具を使用する主催者及び露店等の関係者に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

⑴　暖房器具と可燃物との距離を十分に保つこと。

⑵　暖房器具を付けたまま、みだりにその場を離れないこと。

⑶　燃料を補充するときは、必ず暖房器具の火を消してから行うこと。

（放火防止対策等）

第１７条　署長は、２日以上連続して露店等が開設されるときは、主催者及び露店等の関係者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

⑴　夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。

⑵　可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防炎品の使用等、放火を防止するための対策を講じること。

（現地指導）

第１８条　署長は、露店等の開設後速やかに、主催者又は露店等の関係者に対し、火災予防上の危険等について、必要に応じて現地指導を行うものとする。

（補則）

第１９条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成２５年乙訓消防組合消防本部訓令第８号）

第１条　この要綱は、平成２５年１１月１１日から施行する。

第２条　乙訓消防組合における露店開設時の指導事項について（平成２５年８月２０日制定。以下「旧指導事項」という。）は廃止する。

第３条　この要綱の施行の際、旧指導事項に基づき指導を行った露店等については、制定後の指導要綱に基づいて指導したものとみなす。

附　則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

## 露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

1　開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から５ｍ以内の場所には設置しないこと。

2　消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。

3　対象火気器具等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等にも消火器等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底すること。

4　火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。

5　ＬＰガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は，正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。

6　可搬式発電機は、原則使用しないこと。やむを得ず、可搬式発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。

7　玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするように徹底すること。

8　露店を２日間以上にわたり開設する場合は、ＬＰガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。

9　実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。

あなたのお店は大丈夫ですか？

次のうち該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

| 自主点検表 | | 確認欄 |
|---|---|---|
| 開設場所 | 開設場所については、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から５ｍ以内の場所には設置していません。 | |
| | 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。 | |
| 自主防火管理 | 消火器、水バケツ等の正しい取扱方法等を確認しています。 | |
| 消火準備 | 消火器、水バケツ等を準備しています。 | |
| 対象火気器具等 | 対象火気器具等は安定した不燃性の床などの上で使用しています。 | |
| | 対象火気器具等を使用するときは近くに可燃物を置いていません。 | |
| 液化石油ガス | ＬＰガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用していません。 | |
| | ＬＰガスボンベは転倒しないよう設置し、火気とおおむね２ｍ以上離れた位置もしくは不燃材料（１２ｍｍ以上の石膏ボード等）で遮蔽した位置に設置しています。 | |
| | ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用しています。 | |
| カセットこんろ | カセットこんろを使用する場合は、正しい取扱いをしています。 | |
| まき，炭等 | まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施します。 | |
| 電気器具 | 水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用しています。 | |
| | 電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。 | |
| | たこ足配線はせず、許容電流を守っています。 | |
| 可搬式発電機 | 可搬式発電機の正しい使用方法を確実に理解しています。 | |
| | 途中で燃料の補充をしなくても良いようにしています。 | |
| 危険物容器 | 危険物容器を使用する場合は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。 | |
| | 容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力を抜いて使用します。 | |
| 玩具用煙火 | 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをしています。 | |
| 暖房器具 | 暖房器具を使用する際には、可燃物との距離を十分に保ち、使用中はその場を離れません。 | |
| | 燃料の補充は、火を消してから行います。 | |
| 放火防止対策等 | 露店を２日間以上にわたり開設する場合は、ＬＰガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰り、露店には存置しません。 | |
| | 放火されないために、整理整頓を確実に実施します。 | |